

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金対象システム

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱(平成 25 年告示第 24 号)第 2 条の規定による市長が別に定める基準は、次の要件に適合したものをいう。

1 住宅用太陽光発電システム（増設は補助対象としない。）

(1) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの

確認書類 「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内」（関西電力）及び「10kW 未満の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」（経済産業省）

(2) 次の数値のうちのいずれかが 10kW 未満の太陽光発電システムであるもの。

① 太陽電池の公称最大出力(対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、国際電気標準会議(I E C)等の国際規格も可とする。kW 表示とし、小数点以下 2 桁未満は切り捨てる。)

確認書類 「電力購入契約申込書兼系統連系に関する申込書（低圧）」（関西電力）

② パワーコンディショナの定格出力(対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力は日本工業規格に基づく。kW 表示とする。)

確認書類 「検査成績書」（メーカー）、カタログ(メーカー)

(3) 次の性能を満たし、かつ、一定の品質、性能が一定期間確保されているシステムであるもの

① 太陽電池モジュールの変換効率が、別表 1 に定める値以上であるもの

確認書類 「10kW 未満の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」（経済産業省）

② 一般財団法人電気安全環境研究所(J E T)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているもの

確認書類 「認証書」（J E T）

③ 性能保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの

確認書類 「10kW 未満の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」（経済産業省）

(4) 別表 2 に掲げる費用(以下「住宅用太陽光発電システム対象経費」という。)が、太陽電池の公称最大出力 1kW 当たり 50 万円(税別)以下の太陽光発電システムであるもの。ただし、「設置工事に係る費用」に関し、別表 3 で定める特殊工事の費用は、同表で定める額を上限に対象経費から控除することができるものとする。

**確認書類 「電力購入契約申込書兼系統連系に関する申込書（低圧）」（関西電力）
「工事請負契約書（内訳書含む。）」**

○.○○kW×50 万円=○○円（税別）≥契約金額（税別）

(5) 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナは、未使用品であるもの(移設されたもの又は同一

設置場所で過去に電力会社と系統連系されたものは対象外)

確認書類 「出力対比表」(メーカー)

(6) 別紙の宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金対象システム技術仕様書(以下「技術仕様書」という。)の要件に適合するもの

2 住宅用蓄電システム

住宅用蓄電システムについて、次の条件を全て満たす住宅用蓄電システムであること。

- (1) 常時、住宅用太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの
- (2) 助成対象設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1 kWh以上であるもの

別表 1

変換効率

太陽電池の種類	太陽電池モジュールの変換効率基準
シリコン単結晶系	16.0%
シリコン多結晶系	15.0%
シリコン薄膜系	8.5%
化合物系	12.0%

太陽電池モジュールの変換効率の算出方法は、技術仕様書に定める。

別表 2

住宅用太陽光発電システム対象経費(消費税及び地方消費税は除く。)

太陽電池モジュール
架台
パワーコンディショナ(インバータ・保護装置)※
その他付属機器(接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器)
設置工事に係る費用(配線・配線器具の購入・電気工事等を含む。)

※ 住宅用蓄電システムと併用している場合のパワーコンディショナは、この表の対象経費に含める。

別表 3

設置工事に関する費用のうち、対象経費から控除される特殊工事費用

項目(備考参照)	控除できる上限額(消費税及び地方消費税を除く。)
①安全対策工事費	1 kW当たり 5 万円
②陸屋根防水基礎工事費	1 kW当たり 5 万円
③積雪対策工事費	1 kW当たり 3 万円
④積雪架台嵩上げ工事費	1 kW当たり 2 万 5 千円
⑤風荷重対策工事費	1 kW当たり 2 万円

⑥塩害対策工事費	1 kW当たり 1 万円
⑦無落雪屋根設置工事費	1 kW当たり 15 万円
⑧幹線増強工事費	1 kW当たり 10 万円

(備考)

①安全対策工事

工事内容：屋根面に設置する場合等であって、作業員や部品の落下を未然に防止するために安全対策上、設置場所に適合した足場を設ける工事

②陸屋根防水基礎工事

工事内容：陸屋根の基礎設置部分を掘削し、基礎を設置した後施す防水工事

③積雪対策工事

工事内容：積雪地域の積雪荷重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事又は積雪地域における鋼板屋根への設置において、個別設計して行う屋根等の改修工事

④積雪架台嵩上げ工事(積雪対策工事を実施した上で行うことが条件)

工事内容：積雪地域において積雪により周囲の雪に埋没しない高さに設置するために、50 cm以上の架台の嵩上げを行う工事

⑤風荷重対策工事

工事内容：強風地域の風荷重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事

⑥塩害対策工事

工事内容：強度保持に必要な固定箇所等にコーキング等の処理を施す工事

⑦無落雪屋根設置工事

工事内容：無落雪屋根上に傾斜架台を設置する際に必要な屋根等の改修工事及び傾斜架台の設置工事。ただし、無落雪屋根設置工事費の控除を申請する場合は、陸屋根防水基礎工事費、積雪対策工事費又は積雪架台嵩上げ工事費の控除の重複申請は認めない。

⑧幹線増強工事

工事内容：単相2線式の引込線を単相3線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事